

奈良県告示第六十三号

大和都市計画道路を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一條第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年五月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路三・四・八〇九号 繩手見瀬線	橿原市繩手町、四分町、城殿町、石川町、 五条野町、田中町、大輕町及び見瀬町

二 都市計画の案の縦覧場所

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び橿原市総合政策部地域創造課

三 縦覧期間

平成二十九年五月十六日から同月三十日まで

四 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事宛てとし、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室に平成二十九年五月三十日までに必着するよう提出すること。